

緊急事態宣言を受けて市民の皆さまへのお願い

京都府に新型コロナウイルス特別措置法に基づく緊急事態宣言が再発令されました。

府内全域に、8月20日から9月12日までの期間、混雑した場所への外出半減、不要不急の外出自粛、飲食店等への酒類提供休止や営業時間短縮、施設の休止・入場者数の制限・営業時間短縮、催物(イベント等)の開催制限、出勤者数の制限等の徹底した取組が要請されています。

宮津市においても、本日、新型コロナウイルス感染症対策本部会議を開き、本市施設の利用制限や、イベントの中止・延期などを講じることとしました。

府内では、感染力の強いデルタ株による急速な感染拡大により、医療現場が災害級の危機に直面している状況であります。

市民の皆さんには、更なるご辛抱をお願いすることになりますが、この緊急事態宣言を自分ごととして受け止めていただき、ご自身とご家族や大切な方々の健康・命を守るため、ご理解とご協力を、何卒お願いいたします。

私としても引き続き、市民の皆さんの命と健康、そして地域経済を守る行動に全力であたってまいります。

みんなで支えあい、気持ちをひとつにして、新型コロナウイルスに打ち勝ち、この困難をともに乗り越えていきましょう。

令和3年8月18日

宮津市長 城崎 雅文